

外国法人は、その還付を受けようとする法人税の額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

12) 第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定は前項の還付請求書の提出があつた場合について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第六項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、それぞれ準用する。

第五款 更正の請求の特例

第四百四十五条 外国法人が、確定申告書に記載すべき第四百四十四条の六第一項第一号から第十一号まで若しくは第二項第一号から第五号まで（確定申告）に掲げる金額又は地方法人税法第二条第十六号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第四号まで（確定申告）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該外国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後の各事業年度で決定を受けた事業年度に係る第四百四十四条の六第一項第三号、第四号若しくは第十号又は第二項第二号若しくは第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後の各事業年度で決定を受けた事業年度に係る第四百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

(青色申告)
 第四百四十六條 省略

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二百二十二条第二項 第一号(青色申告の 承認の申請)	内国法人である普通 法人又は協同組合等 の設立の日の属する 事業年度	恒久的施設を有する外 国法人である普通法人 の恒久的施設を有する こととなつた日の属す る事業年度又は恒久的 施設を有しない外国法 人である普通法人の第 百三十八条第一項第四 号(国内源泉所得)に 規定する事業(第四号 において「人的役務提 供事業」という。)を 国内において開始した 日の属する事業年度若 しくは当該普通法人の 第四百四十一条第二号(課 税標準)に定める国 内源泉所得で同項第四 号に掲げる対価以外の ものを有することとな った日の属する事業年 度	同日	その恒久的施設を有す ることとなつた日又は その開始した日若しく
-----------------------------------	---	--	----	--

(青色申告)
 第四百四十六條 同上

2 同上

同上	同上	第四百四十一条第一号か ら第三号まで(外国法 人に係る法人税の課税 標準)に掲げる外国法 人に該当する普通法人 のこれらの号に掲げる 外国法人のいずれかに 該当することとなつた 日の属する事業年度又 は同条第四号に掲げる 外国法人に該当する普 通法人の人的役務提供 事業を国内において開 始した日の属する事業 年度若しくは当該普通 法人の同号に掲げる国 内源泉所得で第三百三 八条第二号(人的役務 の提供事業に係る対価)に掲げる対価以外の ものを有することとな った日の属する事業年 度	同上	その該当することとな った日又はその開始し た日若しくはその有す
----	----	--	----	--

	<p>第二百二十二条第二項 第二号</p>	<p>第二百二十二条第二項 第四号</p>	
	<p>収益事業を開始した日</p>	<p>内国法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日、</p>	<p>収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）</p>
<p>はその対価以外のものを有することとなつた日</p>	<p>第四百一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有することとなつた日</p>	<p>恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が人的役務提供事業を国内において開始した日、当該普通法人が第四百一条第二号に定める国内源泉所得で第四百三十八条第一項第四号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日又は</p>	<p>第四百一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で収益事</p>

	<p>同上</p>	<p>同上</p>	
	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>ることとなつた日</p>	<p>第四百一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有することとなつた日</p>	<p>第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する普通法人がこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日、同条第四号に掲げる外国法人に該当する普通法人が人的役務提供事業を国内において開始した日、当該普通法人が同号に掲げる国内源泉所得で第四百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日又は</p>	<p>第四百一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得で収益事</p>

	に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日	業から生ずるものを有することとなつた日
第二百二十三条第二号	省略	省略
第二百二十七条第一項 第四号	取引 第七十四条第一項	取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第三百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第二百二十六条第一項及び第二百二十七条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ。） 第四百四十四条の六第一項又は第二項

第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化

第四百四十六條の二 恒久的施設を有する外国法人は、第三百三十八條第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）を有する場合において、当該外国法人が他の者との間で行つた取引のうち、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該外国法人の恒久的施設に帰せられるものについては、財務省令で定

	同上	業から生ずるものを有することとなつた日
--	----	---------------------

めるところにより、当該恒久的施設に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

2 恒久的施設を有する外国法人は、恒久的施設帰属所得を有する場合において、当該外国法人の第三百三十八条第一項第一号に規定する本店等と恒久的施設との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第六章 更正及び決定

(更正及び決定)

第四百四十七条 第三百三十条から第三百三十二条の二まで（内国法人に係る更正及び決定）の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税及び外国法人の退職年金等積立金に対する法人税に係る更正又は決定について準用する。

(外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)

第四百四十七条の二 税務署長は、外国法人の各事業年度の第四百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得に対する法人税につき更正又は決定をする場合において、その外国法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、当該各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額から控除する金額の増加、当該各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する金額の増加、第三百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に係る利益の額の減少又は損失の額の増加その他の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その外国法人の当該各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の課税標準若しくは欠損金額又は恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額を計算する

第五章 更正及び決定

(更正及び決定)

第四百四十七条 第三百三十条から第三百三十二条の二まで（内国法人に係る更正及び決定）、第三百三十三条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）及び第三百三十四条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税及び外国法人の退職年金等積立金に対する法人税に係る更正又は決定について準用する。

ことができる。

(確定申告に係る更正等による所得税額等の還付)

第四百七十七条の三 外国法人の提出した確定申告書に係る法人税につき更正(当該法人税についての更正の請求(国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をいう。次条において同じ。))に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項において「更正等」という。)があつた場合において、その更正等により第四百四十四条の六第一項第五号(確定申告)に掲げる金額(同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)若しくは同項第六号に掲げる金額(同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)又は同条第二項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その外国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2| 第四百三十三条第二項(確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付)の規定は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第三項の規定は前項の規定による還付金を同項の外国法人の提出した確定申告書に係る事業年度の第四百四十一条第一号又は第二号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、それぞれ準用する。

3| 第一項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)

第四百七十七条の四 中間申告書を提出した外国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第四百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号(確定申告)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2| 中間申告書を提出した外国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき更正(当該法人税についての処分等(更正の

請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。
〔に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項において「更正等」という。〕があつた場合において、その更正等により第四百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3 第三百三十四条第三項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の規定は前二項の規定による還付金の還付をする場合について、同条第四項の規定は前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第五項の規定は前二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の第四百四十一条第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、第三百三十四条第六項の規定はこの項において準用する同条第三項の規定による還付金について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第七十四条第一項」とあるのは「第四百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）」と、同項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは「第四百四十四条の六第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国普通法人となつた旨の届出）

第四百四十九条 恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が恒久的施設を有することとなつた場合又は当該普通法人が第三百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第四百四十一条第二号（課税標準）に定める国内源泉所得で同項第四号に掲げる対価以外のものを有することとなつた場合には、その普通法人は、その恒久的施設を有することとなつた日又はその開始した日若しくはその対価以外のものを有することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその恒久的施設を有することとなつた時又はその開始した時若しくはその対価以外のものを有することとなつた時に

（外国普通法人となつた旨の届出）

第四百四十九条 第四百四十一条第四号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する普通法人が同条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合又は当該普通法人が第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第四百四十一条第四号に掲げる国内源泉所得で第三百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた場合には、その普通法人は、その該当することとなつた日又はその開始した日若しくはその有することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその該当することとなつた時又はその開始

おける貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 三 省 略

2 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る前項の規定の適用については、同項中「である普通法人」とあるのは「である普通法人（法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。以下この項において同じ。）」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含む。）」とする。

（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）

第二百五十条 省 略

2 省 略

3 外国法人（人格のない社団等に限る。）は、第四百四十一条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた場合には、その有することとなつた日以後二月以内に、第一項各号に掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書にその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（帳簿書類の備付け等）

第二百五十条の二 普通法人、協同組合等並びに収益事業を行う公益法人等及び人格のない社団等（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けているもの及び連結法人を除く。次項において「普通法人等」という。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第三百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む

した時若しくはその有することとなつた時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 三 同 上

2 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る前項の規定の適用については、同項中「該当する普通法人」とあるのは「該当する普通法人（法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。以下この項において同じ。）」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含む。）」とする。

（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）

第二百五十条 同 上

2 同 上

3 外国法人（人格のない社団等に限る。）は、第四百四十一条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた場合には、その有することとなつた日以後二月以内に、第一項各号に掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書にその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（帳簿書類の備付け等）

第二百五十条の二 普通法人、協同組合等並びに収益事業を行う公益法人等及び人格のない社団等（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けているもの及び連結法人を除く。次項において「普通法人等」という。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその取引を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成

。以下この項において同じ。）を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類で財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

2 省 略

第五百五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第六十八条（所得税額の控除）又は第六十九条（外国税額の控除）の規定により控除をされべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十一条の二十二第一項第二号（連結確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第八十一条の十四（連結事業年度における外国税額の控除）又は第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）の規定により控除をされべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十九条第二号（退職年金等積立金確定申告に係る法人税額）（第四百五十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額若しくは第四百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号（確定申告）に規定する法人税の額（第四百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条の規定又は第四百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）若しくは第四百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額（第四百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした法人税の額）につき法人税を免れ、又は第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（第八十一条の三十一第四項（連結親法人に対する準用）又は第四百四十四条の十三第十二項（欠損金の繰戻しによる還付））において準用する場合を含む。）の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者

した書類で財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

2 同 上

第五百五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）（第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額（第六十八条（所得税額の控除）（第四百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第六十九条（外国税額の控除）の規定により控除をされべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十一条の二十二第一項第二号（連結確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第八十一条の十四（連結事業年度における外国税額の控除）又は第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）の規定により控除をされべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）若しくは第八十九条第二号（退職年金等積立金確定申告に係る法人税額）（第四百五十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額につき法人税を免れ、又は第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（第八十一条の三十一第四項（連結親法人に対する準用）又は第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第六十三条第一項（両罰規定）において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第六十三条第一項(両罰規定)において同じ。)でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 省 略

3 第一項に規定するもののほか、第七十四条第一項、第八十一条の二十二第二項、第八十九条(第四百四十五条の五において準用する場合を含む。)(又は第四百四十五条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書による提出期限までに提出しないことにより、第七十四条第一項第二号に規定する法人税の額(第六十八条又は第六十九条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額)、第八十一条の二十二第一項第二号に規定する法人税の額(第八十一条の十四又は第八十一条の十五の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額)、第八十九条第二号(第四百四十五条の五において準用する場合を含む。)(又は第四百四十五条の六第一項第三号若しくは第四号に規定する法人税の額(第四百四十四条において準用する第六十八条の規定又は第四百四十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額)若しくは第四百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額(第四百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした法人税の額)につき法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 省 略

第六十条 正当な理由がなくて第七十四条第一項(確定申告)、第八十一条の二十二第一項(連結確定申告)、第八十九条(退職年金等積立金に係る確定申告)(第四百四十五条の五(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)(又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項(確定申告)の規定による申告書による提出期限までに提出しなかつた

2 同 上

3 第一項に規定するもののほか、第七十四条第一項(第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)(又は第八十一条の二十二第一項又は第八十九条(第四百四十五条の五において準用する場合を含む。)(の規定による申告書による提出期限までに提出しないことにより、第七十四条第一項第二号(第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)(に規定する法人税の額(第六十八条(第四百四十四条において準用する場合を含む。)(又は第六十九条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額)、第八十一条の二十二第一項第二号に規定する法人税の額(第八十一条の十四又は第八十一条の十五の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額)又は第八十九条第二号(第四百四十五条の五において準用する場合を含む。)(に規定する法人税の額)につき法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 同 上

第六十条 正当な理由がなくて第七十四条第一項(確定申告)(第四百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)(又は第八十一条の二十二第一項(連結確定申告)又は第八十九条(退職年金等積立金に係る確定申告)(第四百四十五条の五(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)(の規定による申告書による提出

場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十二条 第七十一条第一項（中間申告）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第四百五十五条の五（外国法人に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定による申告書又は第四百四十四条の三第一項（中間申告）の規定による申告書で第四百四十四条の四第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したもの若しくは第四百四十四条の三第二項の規定による申告書で第四百四十四条の四第二項各号に掲げる事項を記載したもの（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）

名称	根拠法
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）
広域的運営推進機関	電気事業法
広域臨海環境整備セン	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六

期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十二条 第七十一条第一項（中間申告）（第四百五十五条第一項（外国法人に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの又は第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第四百五十五条の五（外国法人に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）

名称	根拠法
同上	同上
同上	同上
同上	同上

省略	夕一
省略	年法律第七十六号)

同上	
同上	